

大阪市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの
地域活性化包括連携協定書

大阪市（以下、「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大阪市内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）地域への参画・市民協働の推進に関する事（地域や暮らしの安心、安全等）
- （2）環境問題対策に関する事
- （3）観光情報・振興に関する事
- （4）大阪市が推進するイベントの告知・支援に関する事
- （5）健康増進・食育に関する事
- （6）子育て支援に関する事
- （7）子ども・青少年育成に関する事
- （8）大阪市の特産・名産の拡販と告知に関する事
- （9）高齢者支援に関する事
- （10）災害対策に関する事
- （11）その他、地域の活性化及び市民サービスに関する事

2 前号各項に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項は、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月15日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長

平松 邦夫

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長COO

井坂 隆一